平成２９年（フ）第１７６号
堺市南区槇塚台１丁10番16―603号
債務者　松嶋　昌男
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
堺市北区新金岡町４丁４番１―303号
債務者　不破　秀治
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
堺市東区草尾605番地２　サンシャインハイツⅠ―201号
債務者　西原一雅こと　金　　一雅
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
大阪府河内長野市木戸２丁目７番８―101号
債務者　飯島　　大
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
堺市中区深井清水町3550番地１　グレイスフル深井601号
債務者　美ノ上千晶
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
大阪府和泉市光明台３丁目７番34―102号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１－３－102
債務者　浅野利佳子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
大阪府岸和田市宮前町８番19号ポポロスタージュ宮前Ⅰ104号、前住所大阪府岸和田市春木泉町１番22―302号
債務者　兵頭　仁介
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
大阪府和泉市山荘町1368番地の５
債務者　石川　寛吉
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
大阪府泉大津市西港町１番12号
債務者　樽井　利恵
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
大阪府和泉市弥生町１丁目１番４―501号
債務者　大村　博之
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
大阪府和泉市府中町１丁目23番２号、前住所大阪府岸和田市大町１丁目８番12号
債務者　藥師　　修
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
大阪府貝塚市畠中２丁目５番２号
債務者　石井　道雄
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
大阪府泉南郡熊取町小谷北１丁目10番10号、前住所大阪府泉佐野市市場西２丁目５番７―302号
債務者　友寄　優子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
大阪府和泉市弥生町１丁目13番12号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目５番47―400号
債務者　宇田惠美子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
大阪府和泉市葛の葉町３丁目16番14―101号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
大阪府岸和田市大町１丁目12番21号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目７番19―403号
債務者　中尾　憲俊
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3400番地の17、前住所大阪府阪南市下出745番地　105号
債務者　南　　美香（旧姓柑子木）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係